

第2回休眠預金等活用審議会ワーキンググループ 議事録

1. 日時：令和元年12月12日（木）13:58～15:37

2. 場所：合同庁舎4号館2階共用第3特別会議室

3. 出席者：

（委員等） 三宅主査、小河主査代理、磯村専門委員、江口専門委員、栗林専門委員、
白井専門委員

（御欠席： 曾根原専門委員）

（内閣府等） 田和内閣府審議官、井上政策統括官（経済社会システム担当）、
海老原休眠預金等活用担当室室長、松下休眠預金等活用担当室参事官、
和瀬金融庁企画市場局調整室室長

（指定活用団体：一般財団法人日本民間公益活動連携機構）
柴田事務局長、鈴木事務局次長、大川総務部長

4. 議事：

（1）2019年度資金分配団体の選定結果等について

5. 議事概要：

○三宅主査 それでは、お揃いになりましたので、進めたいと思います。

ただいまから、第2回「休眠預金等活用審議会ワーキンググループ」を開会させていただきます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

本日は、ワーキンググループとして開催する初回ということになります。

主査を拝命いたしました私が進行を務めますので、どうぞ、よろしくお願いいたします。

本日は、御都合によりまして曾根原専門委員が御欠席でございます。

早速、議事に入りますが、その前に、事務局より注意事項等がございます。

よろしくお願いいたします。

○松下参事官 まず、資料の確認ですけれども、資料1というものと、あと参考資料の1、2、3、4と4つ参考資料をお配りしてございます。

参考資料の1ですけれども、こちらは審議会の参加規程でございまして、第3条というのがございまして、そこに調査の中立性、公正性の確保に議論が生じるおそれのある事情がある場合には、様式2により、会長に対して申告を行うということと、第4条で、ワーキングの調査事項に特別の利害関係を有すると審議会が判断した専門委員は、当該調査事項の調査に加わることができないことを規定しております。

既に専門委員の皆様にも御連絡させていただいていまして、三宅主査と江口専門委員から御申告がありまして、会長にも御報告の上で公表させていただいておりますので、お伝え申し上げます。

あと、もう一点、申し遅れましたけれども、会議の今日の内容について、会議中にSNS等での発信は、お控えいただきますよう、お願いいたします。

また、今日の会議の内容につきましては、資料は明日、内閣府のホームページで公表予定でございます、議事録の方は後日公表との扱いを予定しております。

以上でございます。

○三宅主査 ありがとうございます。

それでは、議事に入りたいと思います。

11月29日に決定された2019年度採択資金分配団体の選定結果等について、JANPIAより御説明をお願いいたします。

分野が多岐にわたりますので、3つのパーツに分けて説明と意見交換を行うことにいたします。

まずは、2019年度資金分配団体の選定結果・選定プロセスについて説明いただき、意見交換、その後、基盤強化支援について説明と意見交換、そして、事業の公正かつ適切な実施に向けてについて説明と意見交換と進めますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、最初の部分、2019年度資金分配団体の選定結果・選定プロセスについて御説明をお願いいたします。

○鈴木事務局次長 JANPIAの鈴木でございます。

本日は、私から説明させていただきます。どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

まず、この資料に沿って御説明いたします。ページ2をご覧くださいたく、お願いします。

これが今年度の資金分配団体の選定結果でございます。

ご覧のとおり、合計60団体の申請があつて、67事業について審査した結果、選定団体数24団体と、事業数は24事業ということになりました。

ただ、複数事業を申請している団体がかかなり多かったので、実質的には49団体、選定された団体は22団体となりました。この中身は後ほど御紹介いたします。

助成の総額は29.8億円ということで、これは予算の30億円の中に収めることができました。

次のページをお願いします。

ここから選定された資金分配団体のリストになります。

詳細に事業等の概要を記載した資料を、参考資料3に掲載しておりますので、それも御参照いただければと思います。

先ほど触れましたけれども、2つの事業が選定された申請団体が2団体含まれております。1つがパブリックリソース財団でして、草の根活動支援の全国ブロックと、それから、ソーシャルビジネス形成支援事業、この2つに申請が通ったということです。

それから、2つ目の団体が中央共同募金会です。

こちらは、草の根活動支援事業の全国ブロックと災害支援事業に選ばれております。

次に、新規企画とソーシャルビジネス、災害支援関係が出ています。

これらを通して言えることは、やはり制度の最初の年ということもありまして、審査委員の方々は、JANPIAの基本方針であります、実行能力の高い資金分配団体を選定したいということに基づきまして、実行体制とか実績面などを評価いただきまして、比較的执行能力の高い団体を選定していただいたのではないかなと思います。

特に草の根の地域ブロックを中心に、地域の多様性、それから事業の多様性、こちらにも可能な範囲で御配慮をいただいたと思います。

これについては、後ほど草の根活動支援事業のところで触れさせていただきます。

いずれの事業も、私どもJANPIAのビジョンである、またSDGsにもつながります、誰ひとり取り残さない持続可能な社会作りというところにつながる事業が選定されたと思います。

また、制度のスタートということもありまして、中間的支援組織の基盤づくりとか、あるいは将来の水平展開を念頭に置いたモデル事業の創出というの、かなりあります。

次の5ページ、選考プロセス等について御説明いたします。

4月に公募要領を発表しまして、4月から5月に公募要領の説明会を、全国10カ所で実施いたしました。

ここに掲載がありますとおり、東京では当初2回の予定でしたが、あまりにも公募要領の説明会への参加希望が多くて、急遽3回にしたという経緯がございます。

その他、札幌を手始めに、沖縄の那覇まで全国で公募要領等の説明会を開催しました。

並行して、社会的インパクト評価の考え方の説明と、それから意見交換も行いました。

これら公募要領と、それから社会的インパクト評価の考え方につきましては、ホームページで動画による公開も行いました。

その後、6月から7月に申請を受け付けまして、8月から9月に審査を実施しました。

その間、私ども事務局が、全部の申請団体の責任者に対する面接も行いました。

審査の終了までは、おおむね計画どおりの進捗だったのですが、その後、資金分配団体との資金提供契約にかかわる調整とか交渉が、少し時間がかかりまして、結果、選定の結果の公表が11月末ということで、1カ月余り遅れることになりました。

いずれにしろ、現在、資金分配団体が3月末までに実行団体の選定を終えて、事業がスタートできるように、事業の開始を目指して、現在、対応中でございます。

既に、現時点では、8つの資金分配団体が公募を発表しております。

3月ということ当初の目標に置いていましたので、それを目指してベストを尽くしているという状況でございます。

次のページをお願いします。

選定プロセスについてです。

今年度、この左側にあります流れで進めてきました。

8月上旬に申請書類を確認して、ここでは、事業の実施体制とか、あるいは申請書類の内容確認、提出状況等について、形式要件に関して事務局が確認して、一次スクリーニン

グ的な審査の実施を検討していたのですけれども、やはり書面だけでの判断というのは非常に難しいということがわかりました。

その後、8月中旬から手元審査を各審査委員に行っていただきました。

そこでは、事業計画、団体情報についてはマスキングしまして、どの団体かわからないような形で審査を進めていただきました。

また、選定した後、採択事業の情報公開がございまして、これについては、公募要領で不採択団体についても公表しますよということを、説明はしたのですけれども、一部の不選定団体から異議や懸念が示されて、この対応も要したということもございます。

それから、資金提供契約なのですけれども、資金分配団体との間で、協議に少し時間がかかりまして、その中では契約条件の調整とか、交渉等に想定以上に時間がかかったということで、1カ月余り遅れることになりました。

次のページをお願いします。

資金分配団体の審査委員の一覧でございます。

ここにありますとおり、2つのグループに分けて審査を行いました。

上が草の根活動支援事業と災害支援事業でございます。

下がソーシャルビジネス形成支援事業と新規の企画支援事業です。

審査委員の選定におきましては、利益相反の観点から非常に苦慮しました。多くの審査委員が、いろんな団体の役職をされている方、それから、ここに掲載されている人以外に候補者を立てたのですけれども、その方々は、資金分配団体あるいは実行団体に立候補するとか、あるいは関係するとか、やはり利益相反の点で非常に苦慮した経緯がございます。

それから、できる限りジェンダーバランス、多様性に配慮した構成にいたしました。

次のページをお願いします。

4つの助成事業の全体について御説明いたします。

災害関係を除きまして、3つの事業ポートフォリオ全体で、1団体を除きまして3年間の複数年度事業を選定しています。

1団体というのは、草の根活動の近畿ブロックの信頼資本財団のみが、2年間の複数年度事業を選定しております。

倍率につきましては、全体で2.8倍ということですよ。

この制度に基づく審査というのは、ガバナンス・コンプライアンス面をはじめとして、非常にハードルの高い、さらに全団体が社会的インパクト評価を実施することになっていきますので、そういうハードルの高さを考えると、2.8倍というのは、まずまずではなかったかなと思っています。

それから、新規企画とソーシャルビジネスについては5倍となっていて、この2つの事業については、非常にハードルが高い結果となっています。

それから、全事業のうちソーシャルビジネス形成支援事業に応募しまして、それで通りました、社会変革推進財団の1事業のみが、助成と出資の組み合わせになっています。

そこ以外は、全団体ともに助成事業となっております。

それから、冒頭触れましたけれども、複数事業を申請した団体が10団体ありまして、これは想定以上に多かったという印象です。

その中で、2団体のみが2事業選定されました。ここに出ていますように、中には7つの事業に申請したような団体、結果的には全て通らなかったというのもございます。

次のページをお願いします。

4つの助成事業についての課題認識としまして、一番は申請団体数をどう増やしていくかと。特に内容が充実した申請事業について、提案数をどう増やしていくかと、ここが大きな課題だと思います。

特に、ある程度事前に想定されたものの、地方での申請事業が少なかったのです。地域への多様性とか地方での資金分配団体をどう増やしていくかと。ここが、以前から課題認識はもっていたものの、この点が今後必要になると思っています。

この点は、草の根活動支援事業のところでも触れさせていただきます。

それから、企業系財団の申請も期待されたのですが、結果、2団体だけだったのです。その2団体ともに、実績面、実行体制面で要件を満たさず、不選定となりました。

2点目は、先ほど触れましたように、複数事業申請の問題です。

公募要領で配慮事項として記載されておりましたように、事業とか地域、この多様性というのを考えますと、ここに審査委員のコメントが出ていますけれども、優れた申請団体を選定すべきということを前提に、資金分配団体は多様性に配慮すべきではないかと。特定の団体に偏りが出ないようにしなければいけないと、こういうようなところで今後配慮しなければならない。

鉄砲も数打てば当たるではないですが、審査の負担等もありますので、今後は複数事業、特に同一事業で複数事業を申請するという事は、ある程度制限を加えるというようなことも必要ではないかなと思っています。

次の10ページをご覧ください。

社会課題の対応状況ということで、ここにありますとおり、子ども、若者支援にかかわる活動が多いのですが、3つの社会課題のテーマに即して、上手にバランスよく分散されたかなと思います。

これをざっと見ますと、社会的弱者とか、脆弱な地域、こういうところの問題に焦点を当てた事業が多いということが特徴としてありますし、今後、実行団体が選定される中で、より具体的な社会課題の問題が明らかになってくると思います。

次のページをお願いします。

続いて、4つの事業ごとに御説明いたします。

まず、草の根活動支援事業ですが、先ほど触れましたとおり、10の地域ブロックに対して7団体6地域だけだったのです。

北陸ブロックにつきましては、申請自体もなく、それから四国が2団体の申請があり

ましたけれども、結果ゼロと。

それから東北と関東、それぞれ1団体で、こちらも選ばれなかったということです。

審査委員の方々も、できるだけ地域の多様性に配慮しようと思われましたけれども、やはり実績面とか実行体制面で不安があるということで、要件を満たさないということで、このような結果になりました。

今後、地方での有力な資金分配団体の発掘が課題となると思います。

団体によっては、県域で活動しているような、今回選定された長野県の長野県みらい基金さんのような県域でやっているけれども、非常に優れた内容ということで、今後、県域の活動もはっきり対象としていくようなことも必要ではないかなと思います。

県域で活動して制約されている団体が広域になると、やはり内閣府に対して申請手続も必要になりますし、そのあたり、手続の制約とかも考えますと、県域でモデル事業を、まずはつくり上げるというようなことも対象とすると。

あと、広島NPOセンターとか、京都信託資本財団のように、広域でコンソーシアムを組んでやるような団体もありました。このあたりは、1つの取り組み事例として、今後、紹介していければなと思います。

新規企画支援事業につきましては、審査委員の御意見のとおり、新規性と革新性を有した申請事業が少なかったということです。

新規性、革新性について定義がわかりにくいというような声もありましたので、このあたり、具体的な事例をお示しすることで理解しやすいようにしたいと考えます。

次のページです。

ソーシャルビジネス関係については、質の高い申請事業が少なかったと、それからベンチャー企業の申請が2社あったのですけれども、いずれも採択されませんでした。

志の高さはわかったのですけれども、資金分配団体のための支援実績とか実行体制が不十分で、また助成金を使って貸付け・出資事業をやった場合、利益が生まれる可能性があるわけなのですけれども、そういうときに対しての税務対策とか税務に対する準備等が十分ではなかったというようなこともありました。

助成・出資の組み合わせの事業が、全体で1つだけです。

災害関係は、ここにありますとおり、防災・減災支援事業と緊急災害支援と災害復旧・生活再建支援と、この2つのカテゴリーに分けて選定しました。このような結果になりました。

その中でも生活再建と草の根事業との区別がわかりにくいと。災害発災後どれぐらい経ったら草の根に移行するのか、そのあたりを明確にしていく必要があるのではないかなと思います。

それから、緊急災害の場合、災害が続いた場合、どの程度まで認められるのか、そのあたりも1つの基本的なルールづくりが必要になるかだと思います。

次のページをお願いします。

「匿名審査について」ということで、審査委員から審査に当たっては、団体名をきちんと開示して、責任者との面談、ヒアリング、質疑応答などを通じて、その事業の責任者の人柄とか、あるいは思いとか、専門性とか、事業内容の詳細、このあたりをしっかりと確認したいと。

だから匿名審査ではなくて、団体名をきちんと開示してやってほしいという御要望が強く寄せられました。

私たちは利益相反の問題というのを非常に重視して、それでマスキングして、審査委員にお渡しして審査していただくということをしたのですけれども、今後、このあたりが利益相反に問題発生しないというやり方で何があるのか、審査委員の要望に応じていくように検討したいと思います。

基本的には、ここにありますとおり、審査委員の自己申告を基本としまして、もし利益相反のリスクがある場合には審査から外れていくと、こういう措置をとることなどが想定されると思います。

私からは、以上です。

○三宅主査 ありがとうございます。

それでは、今の報告に対して、御意見、御質問等がございましたら、御発言をお願いいたします。

よろしいですか。

どうぞ。

○小河主査代理 御報告ありがとうございました。

非常にプロセスの中でも、今、御説明していただいたように大変いろいろ想定外に時間がかかってしまったというような部分も、以前からもちょっとお聞きしておりまして、ここまでのプロセス、最終的にお決めになる、あるいは不採択の方の公表の課題だとか、さまざまいろいろな課題がある中で、大変な御尽力だったのだらうと思います。ありがとうございます。

その上で、幾つかお伺いをしたいところがあります。

まず、最初の方から言いますと、12ページです。

その前にも少し出てきていますけれども、まず、今までの議論の中でも資金というのは、当初は助成から始めると、法律の中には助成、ここにありますように出資・貸付けというものについても可能だということですが、多分、これは今までの議論の中でも、助成にまぎはしましようという議論があったかと思います。

今回、そういう中で、ここの実行団体に対する出資を希望する資金分配団体があるが、出資・貸付けの仕組みを含めて扱いが未確定ということで、今回は、貸付けではなくて、出資ということだという今の御説明もありましたけれども、私、前職は、あしなが育英会というところで、主に貸付けの部分では、奨学金の貸与という事業に長く携わっていて、そういう意味では、今回の出資のところについては、非常によくわからない分野ではある

のですが、貸付けの場合、回収というのが本当に大変で、実際にすごくコストもかかるし、時間もかかるし、いろいろな部分があるのです。

多分、出資の場合でも、先ほど言ったように、私自身は不勉強でありますけれども、それをどういうふうに回収するのだとか、そういうスキームだとか、そういったものについても、多分、そういうことを前提にしていなくて、今まで助成のみということで議論が進んできたかと思うので、そこについて、今、JANPIAさんの方、あるいはほかの方々でも結構なのですけれども、政府の方々も含めて、どのようなお考えをお持ちなのかということをお教えいただきたいというのが1つです。

あと、次の13ページです。

審査のあり方についても、今、お話があって、今回、ここの表にありますように、まさに匿名審査というのは、メリット、デメリット両方ありますという中で、審査委員の方からも、ぜひともちゃんと顔の見えるというか、わかる形で審査をしていただくことが望ましいのではないかと、これも多分、相当悩まれた結果、今回はこういうような形にされたと思いますが、私の意見としては、できれば団体名も開示していただいて審査をすることの方が望ましいだろうと。

というのは、なかなか相手が見えない中で、事務局では面接をされたかもしれませんが、審査をする方は、結果的に責任を、審査しましたということで、私もそういう助成の審査にも携わっていますけれども、やはり、相手がどういう方かというのが見えないままに、これだけ大変な、特に3年間にわたる多額の助成をしなければいけないというときに、責任を持つというのは非常に、もし、私が審査委員だと、これは非常に厳しいなと思います。

一方で、先ほども御説明がありましたけれども、審査委員の方々も、当初、先ほどお話があったように、いろんな方にお声がけをした結果、4名の方になってしまったという経緯の御説明もありましたので、多分、想定では、もう少したくさんの方を審査委員にさせていただいて、より多面的な多様な方々に入っていただくということもお考えにはなっていたのだらうと思うのですが、今後の方向性としても、できれば審査委員の方も、こうなると1人の方が、意見の割合が非常に高くなってしまったり、お一人お一人に対する負担も増えるでしょうし、団体を開示するという考え方になったときには、審査委員の方を広くして、人数を増やして、お一人お一人のいろんな面から団体を判断していただくというようなことによって担保するというのか、デメリットの部分を匿名にしなければいけないということではなくて、団体名開示のデメリットをクリアするためにも、そういうのも1つあるのかなと、お話を聞いていて思いました。

私の意見も含めて申し上げてしまったのですが、そのあたり、いかがお考えかということも、ちょっと教えていただければと思います。

○三宅主査 JANPIAさん、よろしく申し上げます。

○柴田事務局長 まず、出資の関係でございますけれども、我々が持っている体制から見た能力が、ちょっと助成とは違うところがかなりあるのではないかと思います。

そういうこともあって、例えば回収金だとか、配当だとか、元本だとかあるいは出資割合だとか、そういうものをどう扱うかというのは、なかなか整理がつきにくいところもあるかなと思いますので、内閣府ともよく相談申し上げて少し整理をしなければいけないなと思っています。

実は、先ほど説明にもありましたように、今回、ある法人で、ある団体で、出資もやりたいといって手を挙げてきているところがございます。

それは、公募のときに、出資は今回受けませんとしていなかったものですから、申請が上がってきているわけでありましてけれども、やはり、そういう団体もあることから、早く解決できるかどうかというのは、ものの難しさもあると思いますので、簡単にはいかないかもしれませんけれども、その辺の整理は早めにできたらいいというのが、我々執行団体としては、そんな気持ちでいるところでございます。

2つ目の審査の件につきましては、今、お話を伺いました点、私どもも大変参考になる点でございますので、今後の検討に生かしていきたいなと思っております。

○海老原休眠預金等活用担当室室長 すみません、内閣府から少し補足ということでお話をしたいと思います。

出資・貸付けについてですけれども、私どもも大変悩んでいるところであります。

まず、法律上のたてつけを簡単に改めて御説明しますと、休眠預金を活用した交付金につきましては、法律上は助成だけではなくて、分配団体については出資や貸付けができると書いてあります。

この立法時の議論なのですけれども、諸外国、例えばイギリスでは、社会的な課題を解決するために出資などを行っている例があるということがありましたので、立法の過程で、助成に限定するのではなくて、道を広げておいた方がいいのではないかという議論があったと、議員立法ですけれども、私どもとしては、そういうふうに聞いているところです。

では、どうするかということなのですが、基本方針、基本計画をつくる中で、私どもとしては、助成を主に念頭に置いて、JANPIAさんと一緒に準備を進めてきたということがあります。

これは、柴田事務局長さんからお話があったとおりでと思うのですが、また、小河主査代理から話があったとおりで思うのですが、助成と出資・貸付けというのは、質が違うのではないかと。

それで、改めて御指摘をいただいて、やはりそうなのかなと思ったのですけれども、例えば、JANPIAの方の審査体制、今20人でやっていただいていると思っておりますけれども、例えば今の体制で回収の必要がある貸付けですとか、あるいは出資も出口をどう考えるのかということも含めて、考えていくようなことをどうやっていくのかとか。

あとは回収金の扱いです。公金ではありませんけれども、国民の貴重なお金でありますので、リターンが返ってきたときに、どういうふうに国民に納得ができるような使い方をしたらいいのかとか、結構論点が多いなと思っております、ここはしっかり考えていか

ないといけないし、割と課題が多いと思っています。

また、審議会、皆様ともいろいろ議論しながら、いろいろ検討を深めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

補足ということで、発言させていただきました。

○三宅主査 ありがとうございます。

そのほか、ございますでしょうか。

江口様、どうぞ。

○江口専門委員 先ほどの匿名審査についてなのですが、資金分配団体ということを見ると、その団体の活動内容や実績が大事だと思うので、審査委員は匿名審査で苦労されたと思います。繰り返しになりますが、資金分配団体だからこそ、しっかり団体名を開示して審査をするという方が、いいのではないかなと考えます。

○三宅主査 ありがとうございます。

そのほかございましょうか。

私も委員として2つほど、1つは契約に少し時間がかかったということですが、これは物理的なことだけなのでしょう、それとも、契約内容で大きく課題があったということがあったのかどうかというのを1点お伺ひしたい。

もう一つは、エリア別にばらつきがあるということで、これについては、今後、どのようなエリアから拾い上げていくというような活動をお考えなのか、この2点をお伺ひしたいと思ひます。

○柴田事務局長 まず、遅れたところの話を申し上げますと、資金提供契約は、私どもが資金を助成するに際して、わかりやすく言えば、その助成の条件みたいな形で、こういうことを守ってくださいねということで、資金分配団体と私どもとの間で結ぶ契約だということでございます。

ここから先は多少言いわけめいたことにもなって、大変聞きにくいかもしれませんが、実は、今年は初年度だったものですから、全て準備というのが初めてでもあって、全体的に遅れてしまったと。私のさばきが悪いのではないかとはいえ、それはそのとおりでありますけれども、全体的に遅れてしまったという中で、資金提供契約を相手にも見せない契約になりませんので、早く示さなければいけない。だけれども作業は遅れている。

一方で、契約ですから法的な問題もあるので、リーガルチェックをするとか、そういうことも必要でした。

どちらかというと、弁護士がチェックするときには、私どもに有利な形で案文をつくるということがあると思ひますが、その辺が最終的に相手に出すときに、私が、ちゃんと目が行き届かなかったということもあるのですが、例えば、一定のものを予告なく変更できるというような、その精算とかそういう手続について、予告なく変更できるというような条文があったと。これは予告なく、あなた方、勝手にやるのでしょうか。それはあなた方は、非常に上から目線で、いかにも役所的ではないかということで大変叱られたと

ころがございます。

もう一つは、書いてある案文の内容が、さっきも申し上げましたけれども、並行して物事を進めている結果、例えば法律だったら、よく政令とか省令に委任するということがあるのですけれども、JANPIAの決定に委任するような形で書いてあるところがあると。

そうすると、では、それは具体的にどういうことなのかというのがよくわからないというようなこともありました。

それから、例えば、資金分配団体と私どもの契約なのですけれども、その契約の中には資金分配団体が、今後、実行団体等にお金を配分するときに、守ってもらいたいことっていうのはどうしても書いてあるわけでありましてけれども、それについても、やはり実行団体にもコンプライアンスをしっかりとやっていただきたいと。

実は、実行団体の方は、若干、私どもも緩和しようと考えていたのですけれども、文言上は、資金分配団体と同様の形で、コンプライアンス体制をつくれというふうな条文だったものですから、これはあまりにひどいではないかというようなお話がございます。

大体、条文的にもめたところについては、その辺が多かったのですけれども、今、申し上げたような問題というのは、私どもが丁寧に説明をして、そして、文言上わからない点については、問答集みたいな形で全団体にお知らせするというところで、何とか、そちらの方は御理解をいただきました。

一番大変だったのが、落ちた団体、不採択の団体を公表するということについて、これはどういう場面かという、資金分配団体と実行団体の間で、そういうルールにしてくださいねというお願いだったのです。

ですから、資金分配団体が実行団体を選んで審査をする、審査をした結果、実行団体で落ちた団体がある場合には、その名前とか、どういうことやっているのかとか、そういうことも公表するという案で示したのですけれども、それについてはかなり強い反対がございました。

実行団体、特に現場のNPO、皆さん頑張っておられる団体ですから、落ちたということを公表すると、団体自体の信頼を失墜させることになるのではないかとか、あるいは、お金を一生懸命集めているときに落ちてしまったりすると、お金が集まらなくなるのではないかとか。大体そういう話です。

あとは、資金分配団体と実行団体との間での信頼関係が、何か損なわれるのではないかというようなお話があって、かなり強い反対がございました。

私ども、落ちた団体もオープンにすべきだという考え方は、休眠預金のもともとの性格からいって、人様が預金していたお金、国民のお金ですから、それを使うに当たっては、偏ったところにお金が行くようなことがあってはいけません。

抽象的には公平公正あるいは透明な形でと言っていますけれども、例えば、ある資金分配団体が自分の傘下の団体だけに配ってしまうようなことをすると、それは休眠預金の使い方からしておかしいだろうということで、そういうことがないように、ちゃんと落ちた

団体と受かった団体を見えるようにする、透明にすることが、公平公正ということから大事なのではないかということで、そういう案を出したのですが、なかなか理解が得られないで、この解決には結構時間を要したということです。

結論は、どういうふうにしたかということ、実行団体が資金分配団体の公募に応募した場合には、応募団体でどういう団体があったかを公表すると。

それから、その後、審査をしますけれども、審査が終わった後については、もう落ちた団体は公表しなくていいと。受かった団体だけ公表すればいいという形で整理しました。

それでもトータルとして、何と申しますか、最初の応募状況と受かった合格状況を見ていくことによって、さっき言いました、ちゃんと公平に配られているかということについてもチェックできる手がかりが残りますから、こういう形で提案をしたところ、それであれば結構ですということで大分時間はかかったのですけれども、そんなことになりました。

それから、余計なことですけども、こういうことがあって、私どものいろんな遅れとか、私のミスとかということで迷惑はかけましたけれども、これをきっかけに、資金分配団体ともいろいろ話ができるきっかけになりました。

2時間半ぐらい議論をしたこともありましたが、やはり、そういう議論を通じて、お互いどういうことが一番肝になるのかということところがだんだん見えてくるので、時間が遅れるという意味では少し辛い間でしたけれども、そういう意味ではよかったところもあるかなと、今、総括をしているところであります。

すみません、長くなりました。

○三宅主査 ありがとうございます。

どうぞ。

○鈴木事務局次長 2点目の資金分配団体の今後の掘り起こしなのですけれども、幾つか考えがありまして、基本は、やはり休眠預金制度をもっとPRすることが必要だと思いますので、今年度の結果をうまく活用して、もっと全国的にPRを進めていきたいなという点。

それから、全国の地方を中心に、今後、自治体とか、あるいは中間支援組織、NPOサポートセンターとか、そういうところの方々と連携して説明会を丁寧にしていきたいなと思っています。

今年度は、全国の先ほど御紹介した地域で説明会をやったのですけれども、説明会の時間にかなり取られまして、個別の相談会がなかなかできなかったのです。時間的に30分以内ということで、かなり厳しかったので、個別の相談会をもっと拡充していくことが必要ではないかなと思っています。

先ほどの北陸地域の申請団体がなかったという話があったのですけれども、今年度は北陸での説明会を行わなかったのです。実は、新幹線が開通したので長野で開催すれば、北陸の方も来てくれるのではないかということで御案内はしたのですけれども、結局、手を挙げてくれなかったということです。

長野の方では、手を挙げてくれたということです。

○三宅主査 柴田様、鈴木様、ありがとうございました。

どうぞ。

○大川総務部長 1つ、今の話の追加なのですが、今回、採択に至らなかった団体の方にも、具体的にこちらからもアプローチをかけまして、次年度に向けてということではないのですけれども、改めてこういった裾野を広げていくという観点で、フォローアップといえますか、そういう形をとりたいということで、御希望があれば、相談の場を設けさせていただきたいというアプローチを、こちらからも、今、既に進めておりまして、メールなどで御案内もして、実際にそういった形で数団体ですか、既に打ち合わせももっておりますので、そういう形で、主体的にこちらからアプローチをしながら、資金分配団体の裾野を広げていくということを進めてまいりたいと思っております。

○三宅主査 ありがとうございます。

そのほかございますか。

白井さん、どうぞ。

○白井専門委員 ありがとうございます。

JANPIAさんの方から、非常に率直な、明け透けな御説明をいただいて、非常にこれが重要だと思って聞かせていただいております。ありがとうございます。

審議会の中で、ずっと休眠預金にかかわるいろんな団体さんが、必ず批判にさらされると、いろいろ痛くもない腹を探られたりとか、批判にさらされる可能性が非常に高いということを危惧していた中で、いろいろうまくいかないことに関して、ちゃんと率直に御説明をいただいたというところが、特に重要だと思っております。

もう一つ、本当にトライアンドエラーですね。壮大な社会実験だと思うので、多少遅れたりとか、そういうことも含めて、よほどかかっている団体さんがさぼっていますというのでない限り、いろいろやってみて失敗して、またもっといいものをつくっていくという意味で、生暖かくということ変ですけども、皆で、そういうこともあるという目で見守っていくとていうのが、特に初期は非常に大事だろうと思っておりますし、世の中からもそう見ていただけるように、我々の方でも協力できることをしていくべきではないかなと思ひながら、伺わせていただきました。ありがとうございます。

○三宅主査 ありがとうございます。

そのほかございましょうか。

どうぞ、栗林さん。

○栗林専門委員 説明ありがとうございます。

本当に私のような者にもよく理解できました。白井さんもおっしゃったように、初めてのことというのはいろいろ失敗もしながら、でも、対話をしながらつくっていくというのは、何より大事なことだと思います。

あと、先ほど審査とかいろんなものを、もっとオープンにしていくといいのではないかなと思ひました。

具体的なことしか私は話せないのですけれども、私の地域では赤い羽根共同募金を町会ごとに集めて募金をしています。もちろん募金箱や他のルートでも集めていると思います。一方で実際それがどのような団体に助成しているのか、どのように決定しているのかということに、市民はあまり関心を持たなくなっています。決定後に社会福祉協議会の会報誌に掲載されますが、まちをよくするために募金をしたことで社会参画しているという意識もないと思います。

愛知県のある社協さんが、それではいけないということで、もっと広く公募をして、その市民が赤い羽根のお金でこういうことをやりたいのだということを発表して、市民が投票して、その使い道を決める仕組みにしたと聞きました。そうすることで、私たち自身が無関心でなく、しっかりこれからもオープンでいろんなところの団体を決めていくというのを見守る社会になると思いました。

私は、子ども食堂をやっているのですけれども、その活動をやっている人たちの多くは、今まで市民活動をやったことのない人たちが数人集まって、子どもたちの居場所のために、活動しているのですけれども、数年前に、子供の未来応援基金ができて、結構多くの子ども食堂を始めた方が応募しましたけれども、採択されませんでした。そのときに、何で落ちたのか問い合わせただけけれども教えてもらえなかった。何で落ちたのかわからないと、何をどう改善したらいいのかわからないというような声を随分聞きました。ですので、休眠預金が社会実験としていろんな団体に認知され、市民が成長するためにも、すべてのことをオープンで進めていただきたいなと思いました。

あと1点、感想なのですが、小中学校は困難を抱える子どもや孤立しがちな親を網羅できる場だと思います。しかし、先生たちは、仕事に追われていっぱいいっぱい、昼休みも取れない状況です。学校の中にコミュニティスクールといって、地域の方たちが入ることによって、先生のサポートをしたり、親だけではない地域の人たちが子どもを支えるような動きが少しずつできてきました。

そういう地域の子どもたちのために学校と連携して、子どもたちの成長を支えているような、そういう市民活動にも、こういう助成金に応募できるように、情報発信をしたりとか、いい形で交流ができたらいいなと思いました。

以上です。

○三宅主査 ありがとうございます。

そのほかございましょうか。

小河様、どうぞ。

○小河主査代理 ありがとうございます。

今、お話を伺う中で少し懸念というか、今後に向けた懸念もありまして、少しお話をさせていただきたい、意見を言いたいと思っています。

先ほど、鉄砲も数打てば当たるという話がありましたけれども、今、不採択になった中で、本当にここでは、今後そういう意味では、とにかく数についても幾つも幾つも出せる

というようなことはなくしていくということですが、私もちっとそういう団体、例えばかなり多く出して、1つの団体で、もし、これが全部採択されて、では、全部本当にできるのか、そんなことはないと思いますけれども、そういうことから考えても明らかにおかしいでしょうか、まさに下手な鉄砲というか、休眠預金の趣旨からはずれる意図のある鉄砲というか、何か少し違う狙いをもった、そういうものが今までもずっとその議論をされてきた中で、このお金というのは、もう準公金的な扱いだということで、そういうふうにも今までも何度も議論を重ねてきた中には、ちっとそぐわないようなことが、今まで、そういうことで分配団体の中では、そういうことはないということですが、今後、次の実行団体を選ぶという段階においても、同じようなことが起きる可能性もあるのではないかなというのを心配します。

十数年前、私はアメリカのワシントンの近くにNPOの研修で行っていたときに、ちっとそれを思い出したのですけれども、やはり首都中心なので、そこに、いろんな国際的なNGOとかNPO系の人たちが、いろんなグラント、助成金だとか、政府系、非政府系の、寄ってたかってというか、少しでも助成金を取ろうということで集まってくる人たちがいる。

本当にひどい団体などというのは、看板をかけかえてでも、あの助成金が今度出たから、そうしたら看板をかけかえて、それでも助成金を取りに行く。これがファンドレイザーの仕事なのだという話を聞いたときに、私は、ファンドレイザーという言葉自体に、すごく嫌なイメージを最初に植えつけられてしまったのですが、日本のファンドレイザーの方は、そんな思いを持っている方は、本当にいないとは思いますが、そういうようなことが、今後起きてくるような兆しが少し見えたということは、非常に注意しなければならないポイントでもあるのかなということを危惧していますので、そのあたりについても、今後、特に分配団体も大変御苦労される可能性もあるので、何らかのサポートも含めて、しっかりチェックをしていく必要性が高いのではないかと感じました。

○三宅主査 ありがとうございます。

今の件は、JANPIA様から、何かございますか。

どうぞ。

○鈴木事務局次長 その点は、私たちも注意すべき事項だと捉えておまして、資金分配団体と深い、きめ細かい連携をして、同一団体が、例えば同じ事業で、ほかの地域で申請されているということのないようにしたいとしております。

先ほどの複数事業の申請につきましては、審査委員の方から7つの事業全部通った場合、本当に全部やるのですかという質問が出て、私たちそれをつないだのです。

そうしたら、後から伺ったのですけれども、そのときに誤解して7つの事業については、自分たちは全部やるつもりで準備しましたという回答が出て、審査委員も私たちも、それはちっと難しいでしょうと話したのです。

後からお話を伺ったら、それはちっと誤解を与えてしまったということは言われていましたけれども、事前に相談を受けたときも、複数事業は限られたリソース、特にそこが

リソースをふんだんに持っているわけではないので、それは現実味のない、実行性のない申請内容になってしまうので、それは避けた方がいいと思いますよと何度もアドバイスをしたのですけれども、こういう結果になりました。

○三宅主査 ありがとうございます。

どうぞ。

○大川総務部長 あと1点、今のお話なのですけれども、やはり先ほどの鈴木次長からの説明の中にも、1つハードルが高いというところがありまして、やはり実行団体においても、この事業を公正かつ適切に実施するために当たっての、求められる要件も、かなりたくさんありまして、必要なガバナンス・コンプライアンス体制の整備であったりとか、また適切な定期的な報告の義務を求められたりとか、そういったことがそもそもできる団体であるかどうかという入口の審査は、かなりしっかりやっていますので、そういったところも、あまり公募のハードルを高くしてもいけないのですが、あまり団体が集まらなくなってしまうというのはいけないのですけれども、さりながら、そういったところもしっかり休眠預金活用の事業においては求められていると。従来のもとは若干そこは違うのだということをしっかり出していかないといけないだろうということは考えておりまして、そういう意味でも資金分配団体の皆様との、先ほど資金提供契約書の話がありましたが、そういった部分でもしっかりお伝えもしながら、その理解を相互に深めながら、今ここに至っていると、こんな状況であります。

引き続き、そこはしっかりやっていきたいなと思っています。

○三宅主査 ありがとうございます。

どうぞ。

○小河主査代理 それと、先ほどあった、もう一つは透明性という話ですね。これも分配団体等、先ほど御説明があったとおりですけれども、やはり、分配団体と逆にいったら、距離の近いところとか、さっき言った傘下団体だとか、そういうところだけが採択されて、少し違うところは落ちているとか、そういうようなものが働いていませんよということをはっきりさせるためにも、確かに、先ほど言ったように、御配慮を、いろんな今までのプロセスの中で、分配団体の方のおっしゃられることを、一方で、そのとおりだと思いつつ、一方で、そういうことも起きるといけないという意味でも、ちゃんと応募団体もしっかり公表する、それと同様に採択したところ、その差を見れば、どこが通っていないかということもわかるということですから、そのあたりもしっかりとチェックしておく必要性もあるのかなと感じています。

○三宅主査 ありがとうございます。

そのほか、ございますでしょうか。

それでは、意見も出尽くしたようでございますので、この件は終了したいと思います。

続きまして、基盤強化支援について、JANPIA様より御説明をお願いいたします。

○鈴木事務局次長 14ページの資料、スライドご覧いただきたくお願いします。

プログラム・オフィサーの確保と育成ということにつきまして御案内します。

この制度の最大の特徴で、また民間非営利セクターの方々から非常に強く期待されているところでもございます、プログラム・オフィサーの確保と育成ということについて、人件費、活動費ともに年間最大800万円ということで、これも実施することができました。

この助成を受けるために、その前提条件として、プログラム・オフィサーには、集合研修に参加するというのを必須としております。

その集合研修を11月27日から29日にかけて、最初のパートですけれども開催いたしました。

当初、実はプログラム・オフィサーの話を公募要領の説明会等で関係者の方々とお話ししましたら、プログラム・オフィサーになるような人はなかなか集められないと、公募をかけても、そういう人たちを採用するのは難しいというようなことで、かなり、プログラム・オフィサーが集まらないのではないかとこの心配があったのですけれども、結果、全ての団体がプログラム・オフィサーを確保することができまして、45名のプログラム・オフィサーが、この研修に参加いただきました。

2回目を、12月16日、17日、来週開催する予定です。

この研修の講義の内容等を動画にしまして、それをもとにしてe-ラーニング化する予定にしております。

プログラム・オフィサーについては、資金分配団体側からJANPIAからの継続的な支援を強く期待するというようなことをかなり言われていまして、私どもも、その重要性も必要性も認識しておりますので、今後、私どもが持っているプログラム・オフィサーによる個別支援は当然ながら、研修等の機会もつくっていききたいなと思っております。

特に、今後事業を進める中で、いろんな学びとか、あるいはプログラム・オフィサーの悩みとかいろいろ出てくると思うのです。それをプログラム・オフィサー同士で共有し合っていて、そこから学び合うと、いわゆるピア・ラーニングの形で進めていければなと思っております。その交流の場を定期的につくっていききたいなと思っております。

それから、プログラム・オフィサーの方々は、要は伴走支援型で、実行団体に対して、評価まで監督、進捗管理まで全部やるというのはなかなか難しいところがありますので、コーディネーター役として外部リソースをつなぐというのが結構重要な役割ですので、その点につきましては、私ども、そういう外部の専門家とかあるいはリソースを提供できるような方々、企業等をつなぐ、そういうサポートも引き続きやっていききたいなと思っております。

次が15ページです。

社会的インパクト評価ということで、この制度の2つ目の基盤強化支援の特徴としまして社会的インパクト評価の実施がございます。

国民の資産を預かって事業を進めるというわけで、活動プロセスと成果の可視化、見える化をきちんとし、説明責任をするという点から、社会的インパクト評価というのは非常

に重要なツールだと思っています。

7月には、関係者の御意見とか、あるいはアドバイスも踏まえて、評価指針を発行しました。

評価指針についても、選ばれた資金分配団体の方々に対するオリエンテーションというのを10月にもちましたが、そのときにも説明をいたしました。ワークショップのような形で、学ぶ機会も設けました。

それから、先ほどのプログラム・オフィサーの研修の中でもワークショップを取り入れて、社会的インパクト評価の実施にかかわるような取り組みも説明いたしました。

費用も、今回この制度、社会的インパクト評価を実施するために、さまざまなデータとかで調査等を実施することが必要になってきますので、その調査関連費用も助成の5%相当ということで助成として認めていただきましたので、これについては全ての資金分配団体から申請がございました。

いずれにせよ、社会的インパクト評価につきましては、公募要領の説明会でもアンケートの結果、70%の資金分配団体、実行団体の方々が評価自体をやったことがないというような結果が出ていましたので、私どもも社会的インパクト評価の評価指針、休眠預金の社会的インパクト評価のやり方を1つの標準的な方法として、この評価志向が国内に広がってもらえればという期待と、そうはいうものの、やはり実際に現場の方々が、これを使って実効性のあるような取り組みにさせていただくと、それから組織そのもの取り組みの改善につながるようなこと。それから、成果が見える化するというようなことを進めていただくために、定着するための、例えば、そういう中小規模のNPOの方々にも取り組みやすいような評価の手引書とか、そういうのも準備をすることも必要かと思っています。3月を目標に、そのドラフトをつくり上げようと思っています。

さらに、実行団体の方々に対しても、資金分配団体のプログラム・オフィサーの方々と一緒になって、こういう社会的インパクト評価のやり方等について、外部の専門家のアドバイスいただきながら、そういうワークショップのような形でやっていきたいなと思っています。

以上です。

○三宅主査 ありがとうございます。

ただいまの御説明に関しまして御意見、御質問等ございましたら御発言をお願いいたします。

江口さん、どうぞ。

○江口専門委員 プログラム・オフィサーの確保、育成は本当に大事だと思います。11月27日から29日に研修会が開催されて45名が参加されたということですが、その内容と反応をお聞かせ願いたい。とともにプログラム・オフィサー同士でぜひネットワーク化をしていただきたい。研修の内容をいいものにしていただくことを希望しますし、それが大事だと思います。

プログラム・オフィサー関連経費も申請した団体はほぼマックスのものを計上していますが、ぜひ有効に活用していただきたいと思います。まずは、1回目の研修で、どんな感触をお持ちになったか教えていただけますでしょうか。

○鈴木事務局次長 プログラム・オフィサーの参加者のレベルも、プログラム・オフィサーとして経験がすごく豊富な方から、まさにプログラム・オフィサーになったばかり、そのために採用されましたという方、若い方、これは少しレベル感が違うところがあるのです。

ただ、現在、参加者の方々は、第1回目の参加をした結果についてのアンケートをお願いしているのです。結果は、これから出てくると思うのですけれども、非常に好評だと思います。

最初に、プログラム・オフィサーの役割とは何なのか、プログラム・オフィサーといっても、いろいろ人によって捉え方があるので、単なるコーディネーターをする人から、資金を集めて、それを助成する役割を担うだけというような捉え方もありますし、ただ、休眠預金では、企画、それから案件を組成するための社会課題にかかわるような調査、それから、それに基づく事業の設計、それから、さらに実行団体に対する募集、審査、それから、実行の進捗管理あるいは監督、さらには評価、それから支援、そういう非常に多面的な活動が必要とされるというのが、この休眠預金制度のプログラム・オフィサーの特徴ということで、そのあたり、違いなども踏まえながら、外部の専門家の方々、プログラム・オフィサーの経験者の方々からお話をいただきました。

来週また2回目の部分がありまして、そこでは、休眠預金を呼び水にどうやってリソースを呼び込むかとか、出口戦略とか、もう少し実務的な内容。

それから、監査について、監査を直接やるわけではないのですけれども、監査関係の業務をある程度知らなければいけないのではないかとということで、監査関係の専門家、それから、先ほど少し触れましたけれども、倫理的な点、このあたりについての話などです。

また、評価について再度、なかなかわかりにくいところがあるので、ワークショップをまたやると。

あと、プログラム・オフィサーとしてのリーダーシップの取り方とか、共感性のマネジメントとか、そのあたりです。

これについては、ファンドレイジング協会の代表理事の鶴尾さんのところと連携してやっております。

○三宅主査 ありがとうございます。

江口さん、よろしいですか。

○江口専門委員 レベルをさらに上げるように研修を重ねることと、プログラム・オフィサーがつぶれないように育てていただきたいと思います。

○三宅主査 ありがとうございます。

そのほか、ございましょうか。

どうぞ。

○小河主査代理 御丁寧な御説明をいただき、ありがとうございます。

私どもの財団でも、助成をいただいている財団がありまして、その方は、最初に私どもに、そのお話をいただいたときに、イコールパートナーという言葉をおっしゃっていて、何となく助成する側、される側というのは、上下関係的にどうしても思ってしまうところがあるかなと思ったのですけれども、イコールパートナーでありたいとおっしゃっていただいて、本当に、今、実は助成をいただいているのですけれども、それをしみじみと感じるような、私ども助成していただいている事業にも足を運んでいただいて、丁寧にワークショップの中にも入っていただいて、単に外から監督して見ているというのではなくて、いろんな人たちが、そういうふうに助成先の方が入っていただいて見ていただいているような、とても信頼関係が、我々から言うのは、非常におこがましいのですけれども、本当にすばらしい助成財団だと思って、そのお金を大切にに使わせていただきながら事業をさせていただいております。

もう既にJANPIAさんとも、分配団体の間でも、少し一時期違うことがあったというお話はありましたけれども、今、そういう土壌がつくられつつあるのかなということを感じましたし、同じように、今度は分配団体と、それから実行団体との間でも、やはり同じようなイコールパートナーなのだということはずごく大切に、そういう感覚を特に受け手の方が、実行団体の方が肌で感じられれば、単に上から監督をされているという、法律的には、これは監督だとか、いろんなところに監督という言葉を使わざるを得ないのでしょうけれども、いわゆる一般的に使われている監督というものではなくて、本当にパートナーで、対等のパートナーだということを思っただけのような、多分、そういう伴走ということが望まれるのかなと。

やはり、そういうことを、まさにプログラム・オフィサーの方にも、じわじわとお伝えされるような研修も、多分、今もされていらっしゃるということだと思いますし、今後もされていくということだと思います。

一方で、とにかく厳しくしなければいけないというか、先ほど言ったように、みんな何でもいいということではないと思うのですけれども、そういう対等性というか、その部分は引き続き大切にさせていただきながらやっていくということが大切なのかなと。

ちょっと、前のことにもかかわるかもしれませんが、そうすると、最初に選ぶ段階とかでも、まず、分配団体を皆さんが選ばれたときにも、書面だけではなかなか難しい、面談もされてとか、いろんなことをされた、それが審査委員の方はできなかったということですが、やはり、この次の段階で選んでいくというときにも、なかなか書類だけでは見えないところも、そういう意味でも出てくるのかなと思うので、ここもできる限り、まず、最初のところでボタンのかけ違いだとかが起きてしまうとまずいわけですから、相手が、実際どんな活動をされているのか、現地の調査あるいは面談、これも今は、それほど私どもウェブとか、いろんなことを使って面談というか、会議をやったりという

こともかなりできるようになってきていますので、必ずしも足を運ぶというコストをかけなくてもできる方法もあるかなと思いますし、そういったことも丁寧にさせていただきながら、最初の入り口のところから出口まで対応していただけるとありがたいと思っております。

○鈴木事務局次長 ありがとうございます。

プログラム・オフィサーの教育研修の初めに、私どもからイコールパートナーですよと、ただし、お金を出す人がどうしても上から目線的になってしまうので、それを避けて、イコールパートナーで、ぜひお願いしますと。

ただ、相手にのめり込み過ぎてしまわないように、常に中立的、客観的にいろいろとサポート判断ができるようにすることも、あわせて大事ですよというお話はさせていただきました。

そのイコールパートナーについては、契約書等にも記載しておりますので、これからも、その点を含めて、私たちも努力していきたいと思えます。

ありがとうございます。

○三宅主査 ありがとうございます。

そのほか、ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

どうぞ。

○大川総務部長 今のお話に補足でございますけれども、今の研修の話というのは、資金分配団体のプログラム・オフィサーに向けた研修を私どもやっているわけなのですが、私ども自身、JANPIA自身も、そういう価値観といいますか、イコールパートナーであるというような考え方、これをしっかり共有していかなければいけないと思っております、私どものプログラム・オフィサー、これも研修の方に参加もして、まさにその研修のワークショップなどにも同じ席に入って、ディスカッションに参加したりとかやっております。

もう一つは、そういったことを資金提供契約書のやりとり、資金分配団体様との間でもあったわけですが、その中でも、特に資金提供契約書の前文に、こういうものの考え方みたいなものを、しっかり共有できるような表現なども入れていただきたいという御要望もありましたので、結構長く、1ページ分ぐらい書いてあるのですが、その中にもJANPIAは資金分配団体、実行団体との対等なパートナーシップのもと、その役割を果たす考えであると、こういう一文もしっかり盛り込んで、その気持ちを皆さん関係者の中で共有しながらやっていけるような、そういう考え方で今進めているところであります。

この点、補足させていただきたいと思えます。

○三宅主査 ありがとうございます。

JANPIAさんには、プログラム・オフィサーと言われる方は何名ぐらいいらっしゃるのですか。

○大川総務部長 5名おまして、資金分配団体様を複数人で担当しておりますので、1人で最大5団体、6団体程度担当しているという形でありまして、もう既に日々、いろい

ろな形でやりとりをしながら、電話でのやりとりであり、ウェブでの会議であり、ほぼ毎日やりとりをしながら進めているという状況であります。

○三宅主査 ありがとうございます。

そのほかございましょうか。

よろしいですか。

それでは、御意見も出尽くしたようでございます。これで意見交換を終了したいと思います。

続きまして「事業の公正かつ適切な実施に向けて」について、JANPIA様より御説明をお願いいたします。

○鈴木事務局次長 16ページをお願いします。

事業を公正かつ適切に進めていくというのは、私どもJANPIAの重要な責務と認識しております。

JANPIAと資金分配団体と一体となった双方向型、これを運営、連携していくということが、この制度の成功要件と認識しております。

具体的には、助成システムを今つくりつつあるのですけれども、このシステム上で、チャターという機能ございまして、日ごろ私ども、先ほどのプログラム・オフィサーと、それから資金分配団体のプログラム・オフィサーとの間で、要は対話形で、双方向型で話ができるように、そういう仕組みがありますので、それをうまく活用するとともに、さらに、月1回以上を目途に双方向型で進捗等の確認、それから相談とか情報共有化の機会を設置しようと思っています。

要は、資金分配団体と二人三脚で連携してやっていくということが、やはりこの制度を成功させる一番重要なところだと思っていますので、それはきちんとやりたいと思っています。

それから、先ほど触れました、JANPIAの休眠預金助成システムを立ち上げていますけれども、それを通して各種の計画とか、進捗状況の報告とか、それらの共有化とともに、それらを公開するというのも、契約に基づいてやっていきますので、それで透明性とか説明責任を果たすとともに、それらのプロセスを効率的に進めようと思っています。

資金分配団体から実行団体に対しても、私どもと資金分配団体間のプロセスに準じる形で、資金分配団体の選定のプロセスとか、先ほどお話ありました、利益相反の防止とか、あるいは選定結果の情報公開、そこもきちんと徹底するとしていきます。

これらを通じて、事業実施の透明性とか公正性、説明責任を履行していこうと考えております。

次のページをお願いします。

情報公開とガバナンス・コンプライアンス体制の整備等については、資金分配団体、実行団体に対しては、それぞれの資金提供契約で明確に規定をしております。

資金分配団体については、JANPIAのガバナンス・コンプライアンス体制に準ずる形で、

コンプライアンス体制の整備と強化を求めています。

例えば、外部有識者が参加するコンプライアンスの組織の設置とか、あるいはコンプライアンス施策を検討する組織の設置、それから理事会等の意思決定機関とか、監督機関の運営規則、あるいはさまざまな規程類の整備、また、消費者庁が策定しますガイドラインに基づく内部通報制度の整備と運用、このあたりも資金提供契約に基づいて、その整備と強化を求めています。

また、実行団体に対しても、今度は資金分配団体に準じてガバナンス・コンプライアンス体制を順次整備していただくとしております。

ただ、実行団体の場合、資金分配団体と違って、規模の面、リソースの面でいろいろと制約がありますので、このあたり、現実的で実効性の上がるような、ただ形だけ整えるのではなくて、実効性の上がるような形で整備していただくというふうに配慮しています。

例えば、コンプライアンスの関係する組織を設置しようという話になっていますね。小さな組織に、さらにコンプライアンス組織というわけにはいきませんので、コンプライアンスの担当の責任者を明確にして、それで設置してくださいねと。そういうのも可とするというような内容とか、あるいは資金提供契約の締結までに、全ての規程類の整備というのを必須ではなくて、重要なところについては、それは整備するものの、その後、例えば文書管理規程とか、そういうところは、助成期間内に資金分配団体からのサポートを得ながら整備していくと、それも可とするというような、現実面を考えて整備していくことにしております。

それから、実行団体については内部通報制度の整備、運用は難しいという場合については、私ども JANPIA の中に、外部に設置しています通報制度の利用も可としております。

ただ、通報者の保護のための規程は定めてくださいとお願いしております。

このようにガバナンスとかコンプライアンス体制については、かなり厳しい内容になっています。

これらについては、実は先日、経団連のワンパーセントクラブの企業の方々と対話する機会があったのですけれども、そこで、この制度に基づいて選定された資金分配団体、実行団体については、かなり信頼性とか信用の面で高いと思うので、安心してアクセス、連携ができるというような意見も出てきましたので、その点でも非常にポジティブな反応ではないかなと思っています。

以上です。

○三宅主査 ありがとうございます。

ただいまの御説明に関しましても、御意見、御質問等がございましたら、お願いをいたします。

よろしいですか。

磯村さん、お願いします。

○磯村専門委員 皆さん、資金分配団体が、どれぐらいの実行団体あるいは年度ごとの助

成額を想定されているのか。そこら辺を参考までにお聞かせいただけないでしょうか。

○鈴木事務局次長 草の根関係は当初、年間400万円から500万円ぐらいのレベルを想定していたのです。

多分、草の根関係は、中小規模のNPOを対象とするということを考えますと、400万円から500万円ぐらいが適切な水準かなということで、事前に、NPOの関係者などの御意見も伺ったら、そのような形になったのです。それは、1つの目安と私たちはしています。

実際に各団体が、どのような設計をしたかについては、ちょっと具体的な数字を、今、持ち合わせていないのですけれども、恐らく、草の根関係はそのようなレベルではないかなと思っています。

それから、ソーシャルビジネスとか新規関係は、かなり金額面が、1団体当たり、年間で多分2000万円前後ぐらいを想定して設計しましたので、そのような形かなと思っています。

ほとんどの資金分配団体が、大体、実行団体5団体前後を選定する形になるのではないかなと思っています。

1人のプログラム・オフィサーが管理できる範囲が5団体ぐらいではないかと専門家の方々は言われていますので、今、見ている感じでは、大体、5団体前後ぐらいを想定して募集をかけ、あるいはかけ始めているのではないかなと思います。

よろしいでしょうか。

○磯村専門委員 ありがとうございます。

続けて、また御質問をさせていただきたいのですが、資金分配団体の事業期間は大体2年から3年ということで、たしかそれ以降は自走していくというキーワードが挙がっていたように思うのですが、そこは、この団体を評価する上で、どういうふうに評価をされていて、具体的に3年後以降の自走というのは、どういうふうに実際、各団体さんはプランニングされているのか、代表的なところを参考までお聞かせいただければと思います。

○鈴木事務局次長 1つは、審査の基準の中に、自立化と持続可能性ということも入っておりまして、審査委員の方々も事業の自立性、要は3年の複数年度事業の終わった後、事業が自立的に進んでいく、持続可能なものにしていくというような事業申請を重視して審査されたと思うのです。

例えば、企業の支援あるいはクラウドファンディングによって支援を得るとかというものもありますし、あるいは制度を使って活動することによって制度化するというような狙いを持っているようなところもあるようです。

実行団体については、基本的には、事業の20%以上を自己資金あるいは他の民間資金を充当するという原則にしていますので、それに基づいて、その割合を将来に向けて少しずつ増やしていくような、私たちもサポートと、そういうようなガイドをするとともに、そういう団体の方々もそこに配慮してやっていくのではないかなと思います。

その意味で、その3年間の複数年度事業の場合、例えば、企業の支援をどう巻き込んで

マッチングしていくかとか、そういうようなところも私どもの重要な役割の1つかなと思っていますので、そういうところも、今、経団連の会員企業などに働きかけ始めているところなのです。

○磯村専門委員 私、世田谷の資金分配団体なる運営委員を兼任させていただいているのですが、若干、1団体当たりの実行団体の助成額が、下が数万から上が100万円ぐらいのレベルなので、これと比較する対象にはなり得ないと思うのですが、ただ、我々は実際に草の根の運動といったときに、自走ということをして、その実行団体に課すこと自体が、なかなか現場レベルで難しいこともあって、かつ、活動の質によっては、常にマネタイズ前提の活動も妥当性があるなということも現場レベルであって、自走が必要であるのだけれども、実際の社会課題及びその実行内容によっては、年度ごとの常のマネタイズというの、あまり排除すべきものでもないのかなという気も少ししたものですから、より草の根のレベルにもよるかと思うのですけれども、そのレベル感をどういうふう調整して、より裾野を広げていくかというところは、進めながら若干緩和していくことも、ある程度必要なのかなという気がいたしました。

○鈴木事務局次長 3年間この助成金を使って、社会的な事業、ビジネスモデル化しようという団体もありまして、それによって事業化して自走化できるというようなものを狙っていると思うのです。

それで、皆様方専門家なのですけれども、福祉系とか人権関係の事業については、なかなかその辺が、ビジネスモデル化、マネタリゼーションの難しいところがありますので、そこはやはり企業等の支援を得るとか、あるいは自治体に働きかけて支援を求めて制度化するとか、そういうようなことも考えているようですね。

○磯村専門委員 ありがとうございます。

○三宅主査 ありがとうございます。

そのほかございましょうか。

お願いします。

○小河主査代理 最後のページの実行団体に対しても、今、資金分配団体並みのガバナンス・コンプライアンスと、この部分、先ほど御説明の中でも、ある程度、私は理解をしたつもりで、それこそ、今、団体の規模も、1年間で400万ぐらいの助成を受けるというところになると、年間予算は、もしかしたら1000万とか、そのぐらいまでいかないところもあるかもしれない。

そういうところでの分配団体並みのとなると、逆にその部分だけに、このお金がどこに生きるのかということになると、先ほど、御説明の中で、そういう意味だろうと思うのですけれども、逆に、この部分だけにかなり注力というか、あるいはお金の部分も含めて、いろんなことでお金も含めた、この体制をつくるためにというのは、また、本末転倒の話にもきつとなってくる。

一方で、ちゃんとこのお金が間違いなく使われるという意味で、こういうふうに記載さ

れている部分だと思うのですが、その辺のさじ加減というか、あまりにがちがちな感じに
してしまうことよっての弊害とか、そもそも、今、磯村さんもおっしゃられたみたいに、
最終的には自立していくとか、自走していく、なかなか難しくても、そういう方向に行く
となると、そのお金をちゃんと使って、例えば、そういうことができるような、ほかのと
ころに働きかけていくとかということも含めて、そういうことにちゃんと使っていただく
ことが本筋だろうと思うので、その辺もまた、案配というか、バランスは非常に難しいと
ころかなと思うのですが、ぜひ、御配慮をいただきたい。

多分、言葉だけでも、ガバナンスとか、コンプライアンスという言葉は、企業の皆さん
は、非常に慣れている言葉かもしれませんが、草の根で活動している方から見ると、ガバ
ナンスとは何、コンプライアンスとは何というところから、まず、始まってしまって、前
のときにも申し上げましたけれども、こういうことを求められるのだったら、このお金を
いただくということは、まず、最初に入り口のところから敬遠されてしまって、そうなる
のもまた困るなど、いろんな団体が、先ほども分配団体についても、今後また裾野を広げ
ていくということと同じで、せつかく初年度が始まる実行団体にも、できる限り、いろん
な方が手を挙げてということも、多分、大切かなというところで、その弊害にもならな
いように、御配慮いただければと思います。

○三宅主査 ありがとうございます。

私からも、ちょっと意見として言わせていただくとすれば、やはり、分配団体はしっか
りしたコンプライアンスなり、しっかりとした組織であってほしいなと思うのですが、実
行団体になりますと、これから始めたいとか、いろんなレベルの方がいらっやって、そ
ういう人たちにも、後押しをしてあげられるような分配団体から実行団体へ助成する場合
の金額なり、レベル差を少し段階的につけていただいて、幅広く拾い上げていただいた方
がいいのかなと、そんなふうにし少し感じていまして、また、検討していただければありが
たいと思っております。

そのほかございますか。

どうぞ。

○磯村専門委員 ちょっと追加で、御説明の後半に、企業様から見たときに、実行団体の
活動が、休眠預金から、ある意味、認められて活動しているところが、1つの品質保証と
いいたいでしょうか、そういうふうになるとおっしゃっていただきましたけれども、世田谷で
まちづくりをやっている実行団体のケースでいきますと、まちづくりファンドのロゴマー
クを、例えば、実行団体がいろいろ進める事業のチラシ等々に表示をいただき、それが、
ひいてはまちづくりファンドから、ある意味、採択されたという、ある品質を担保してい
る証しになるというような効果を実行団体からお伺いしたことがあったのですが、そうい
った意味で、もし、休眠預金の事業の1つのブランディングとして、資金分配団体経由で
あるのだけれども、それに認証された実行団体の事業においては、何かしらJANPIAさんの
マークが添付されるとか、そんなような形で、実行団体がコンプライアンス等々、あるハ

ードルを越えてまで、これにチャレンジをして、採択を受けたということが、何か強くインセンティブになるような表現の仕方があると、非常にいいなと思いました。

○大川総務部長 御指摘ありがとうございます。

まさに、今、お話のありましたブランディング、休眠預金を活用した事業を行うということに関するブランディングのところ、これは、当然意識した内容でありまして、今、まさにそういうロゴマークのようなものといいますか、休眠預金を活用した助成事業であるということをお話だけというか、見た人がわかるような、そういったロゴマークの策定を、今、しているところであります。

これは、なかなかない知恵で、私どもが独自につくるというのもよくないかなと思っております。これは専門家のデザイナーの方に発注もしながら、今、複数案を提示いただくべく準備をいただいている状況であります。

恐らく、今月中に、幾つかの案が出そろいまして、私どもの事務局の中でも確認をしながら、できれば、これは皆様にもお目通しをいただくというか、ご覧いただいて、こういったマークでどうかというところを決めていくというようなプロセスも踏んでいければいいかなと思っております。

○三宅主査 ありがとうございます。

そのほか、ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、御意見も出尽くしたようでございますので、意見交換を、これで終了したいと思います。

本日は、JANPIA様から2019年度の事業にかかわる資金分配団体の選定結果について御説明をいただき、また、質問にも懇切丁寧にお答えをいただきました。ありがとうございます。また、皆様から忌憚のない御意見をさまざま頂戴いたしました。

本日のワーキンググループで示されました意見の概要は、12月20日に開催されます休眠預金等活用審議会において、私の方から報告をさせていただきたいと思っております。

その際、本日の御意見の概要を報告としてまとめますが、まとめ方については、私の方に御一任をさせていただきたいと思っております。

専門委員の皆様には、事務局から報告案を事前に送付させていただきます。これは、困るといったようなことが仮にあれば、御連絡を頂戴するというようお願いをしたいと思います。

このような進め方とさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

次回の会議日程等につきましては、追って事務局から御連絡をいたします。

それでは、これにて本日の議事は全て終了いたしました。

ありがとうございました。